

松山城集客促進事業業務委託 仕様書

1. 委託業務名 松山城集客促進事業業務委託

2. 目的

松山城へ一度も訪れたことがない人も来場したくなるような集客効果の高い事業を実施し、プロモーションすることで、来場者の増加を図り、松山城及び周辺の賑わいを創出する。

3. 履行期間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日まで

4. 履行場所 市長が指定する場所

5. 業務概要

松山城等を舞台にしたイベント・展示・演出などの集客促進事業とその周知媒体の作成及びPR等を実施する。企画・実施にあたっては、SNSなどを活用して松山城集客につなげること。

6. 業務項目

(1) 事業の開催概要

①開催場所 松山城全体（天守含む）

※松山城山ロープウェイ東雲口駅舎、二之丸史跡庭園、城山公園（堀之内地区）を含む提案も可能とする。

②開催期間 令和7年12月上旬～令和8年3月上旬

※令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く。

※開催時期や期間についても、企画提案すること。

※集客を図ることが目的のため、スポット型、通期型など形式は問わないが、長期にわたる事業内容及び実施が望ましい

③開催時間 松山城・ロープウェイの営業時間は以下のとおりである。

	12月～1月	2月～3月
松山城天守	9：00～16：30	9：00～17：00
ロープウェイ	8：30～17：00	8：30～17：30
二之丸史跡庭園	9：00～16：30	9：00～17：00

※通常営業時間外の提案も可能とするが、追加の営業費用は受託者負担とし、松山市・指定管理者・索道運行业務受託者と協議して決定すること。

(2) 業務内容

①松山城等への集客企画の実施

松山城を舞台に、単なるイベント等の実施ではなく、直接・間接的な集客効果の高い企画・展示・演出などを行うこと。

(ア) 集客目標の設定

ターゲットとなる世代や属性を明らかにしたうえで、松山城入場者数だけでなく、メディア

露出や SNS での拡散数など間接効果も含めて具体的に定めること。

【参 考】松山城天守入場者数

令和6年12月 約45,000人

令和7年 1月 約42,000人

令和7年 2月 約47,000人

令和7年 3月 約65,000人

(イ) 企画内容の立案と実施

設定した集客目標が達成できる企画の計画と運営を行うこと。

(会場演出、導線設計、会場サイン看板、設備運営を含む。)

※本イベントの開始をアピールするようなオープニングイベント等を実施すること。

※城山公園(堀之内地区)では飲食を伴うイベントの企画も可能とする。

※松山城以外の会場では、松山城への来場を促す仕組みを構築すること。

※新規性のある内容を盛り込むこと。

※スポット型で集客規模が小さく広報効果の低いイベント等を除く。

②プロモーションの実施

・①の企画と連動したinstagram等のSNS活用と参加者等が発信する間接効果にも焦点を当てた企画を立案するとともに、実施計画を作成すること。

※SNSを活用したプロモーションを実施するにあたり、松山市が運用している以下のアカウントを活用することも可能とする。

- ・Facebook「松山市(公式アカウント)」
- ・LINE「松山市(公式アカウント)」
- ・instagram「四国松山 せとうち松山」@matsutyama_sightseeing

・市内のみならず特に市・県外からの集客効果が高いプロモーションを実施すること。

※海外へのプロモーションも可能とする。その際の翻訳等は受託者負担とする。

※チラシ・ポスター等を作成し、公民館等の公共施設へ配布する場合は松山市に協力を求めることを可能とする。市内小中学校については、各学校へ直接持込もしくは郵送すること。

③事業効果の分析

事業実施の際にアンケート等の手法により、定量的・定性的な事業効果を測定し、報告すること。また、アンケート等の実施は事業の直接・間接効果が分析できるものを使用すること。

※アンケート等の内容は松山市と事前に協議し決定すること。

④補足事項

(ア) 企画・演出について、今ある松山城の価値に、新しい価値を加えることで、歴史的建造物としての魅力以外の新たな切り口で誘客に取り組むこととする。

(イ) ロープウェイの利用から松山城天守入場へ誘導するための仕掛け(動線づくり)を行う。

(ウ) 展示物を設置する場合は、展示物の大きさや使用する素材等は景観・美観に配慮したものとする。

(エ) 本企画の参加や観覧は無料にて実施する。

天守・二之丸史跡庭園・ロープウェイ利用については、通常通りの料金とする。

(3) 提案(企画提案書記載)事項

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。

また、企画内容を説明するために、市場分析・現状分析など項目以外の内容の掲載も可能とする。

①事業コンセプト、タイトル案

②事業の実施企画

- (ア) 松山城の魅力創出企画
- (イ) 県内外に向けたプロモーション
- (ウ) 事業効果の分析

③実施スケジュール

※緊急車両用道路を使って松山城へ荷物の搬入搬出ができない可能性があるため、その場合の代替案も示すこと。

④安全対策等

(4) その他運営上の要件

①実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

②年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

③事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

④本市事業との連動

松山市の観光事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

⑤定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則、松山市役所において定期ミーティングを行う。

⑥企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、松山市や松山城の指定管理者と協議し、企画詳細の検討を行う。

⑦留意事項

- (ア) 多言語化、その他のインバウンド対策、SDGsについて可能な限り配慮すること。
- (イ) 未就学児・小学校児童・保護者など可能な限り広範囲に対して講じること。

7. 事業実績報告書等の提出

受託者は下記を令和8年3月31日までに松山市に提出すること。

(1) 製作物

ノベルティ等（制作した場合）

(2) 事業実績報告書

- 〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績
- 〈数 量〉 電子データ及び印刷物等

(3) 業務完了報告書

〈内 容〉 松山市指定様式

8. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 第三者が権利を有する素材の活用

集客企画を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（アニメ、漫画、ゲーム、ユーチューバー、ブイチューバー、インフルエンサー、タレント等の著名人、音楽、アートなど）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

※開催場所にオブジェや楽器等の設置も可能とするが松山市と協議し決定すること。

※松山城やマスコットキャラクター「よしあきくん」及び「松山お城フェスタ 2024」、「松山お城フェスタ 2025」で制作したオリジナルキャラクター（加藤嘉明、足立重信、佃十成、塙団右衛門、堀主水）とのオリジナルグッズ制作も可能とするが、松山市と協議し決定すること。

(3) 成果品の利用及び著作権

- ①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に譲渡するものとする。
- ②受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ④（1）の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

(4) 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(7) 損害賠償責任

受託者は、本業務の実施に関し故意又は過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたきは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

(8) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(管理体制等の事前通知)

第3 受注者は、この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし、その管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、発注者に、あらかじめ、通知するものとする。なお、変更する場合も、同様とする。

(従事者への周知)

第4 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第12 受注者は、発注者に対し、この契約の遵守状況について発注者が指示する頻度で定期的に報告

しなければならない。

(事故報告義務)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第14 受注者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地検査)

第15 発注者は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者における事務の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況を年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(勧告)

第16 発注者は、受注者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(再委託の制限)

第17 受注者は、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、やむを得ず第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託するときは、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は、発注者の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受注者が発注者の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において、発注者は、受注者を通じて又は発注者自らが再委託先に対し、第15に規定する措置を実施するものとし、再委託先はこれに協力しなければならない。

4 発注者又は受注者は、再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、再委託先に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。